

第9章 環境保健対策

第1節 保健対策

第1 大気汚染による住民健康調査等

(1) 大気汚染による住民健康調査

大気汚染による環境汚染が人間の健康に対してどのような影響を及ぼしているかの実態を疫学的に調査し、その結果発見された呼吸機能障害者を適切な指導と医療に結びつける今後の公害保健行政を推進するための基礎資料を得ることを目的として次のような調査を実施した。

調査は府下で大気汚染が著しいと予想される地区並びに今後汚染が進行すると予想される地区的うち、昭和45年度から昭和47年度までは豊中市南部地域及び高石市、昭和46年度から昭和48年度までは吹田市において実施した。さらに昭和46年度から守口市、昭和47年度から東大阪市、昭和48年度から泉大津市において40才以上の住民を対象に、呼吸器に関する自覚症状についてのアンケート調査及び呼吸器に関する医学的調査を継続して実施している。

豊中市南部地域、高石市及び吹田市における調査結果は表-126に示すとおりで、この調査によれば、豊中市南部地域における慢性気管支炎有症者率は男12.3%、女6.5%、男女あわせて9.1%、高石市(全域)では男8.2%、女4.3%、男女あわせて6.1%、吹田市(南部地域)では男7.9%、女3.5%、男女あわせて5.3%であった。

表-126 住民健康調査結果

調査 年度	調査地区	区分		アンケート調査			慢性気管支炎有症率(%)		
		対象(人)	回収率(%)	男	女	合計			
45～47	豊中市(南部)	11,436	90.3	12.3	6.5	9.1			
45～47	高石市(全域)	16,483	74.4	8.2	4.3	6.1			
46～48	吹田市(南部)	17,642	88.3	7.9	3.5	5.3			

(2) 府下におけるばい煙等影響調査

大気汚染の人体に対する急性影響調査、喀痰の臨床検査の開発及び動物実験の必要性について昭和44年度から5ヵ年計画で継続調査研究を委託した。その概

要は次のとおりである。

ア 急性影響調査

大気汚染による人体への急性影響について環境側及び人体側の因子を検討するため成人を対象に西淀川区内に在住するぜん息及びぜん息性気管支炎患者について、発作の時期と環境条件（二酸化いおう、ふんじん、オキシダント等）について種々検討を行った。また小児のぜん息性気管支炎の本態を明らかにするため富田林市、河内長野市及び羽曳野市の学童を対象に呼吸機能、ハストダスト、卵白及びブタクサに対する皮肉反応並びに胸部X線検査を実施した。

イ 咳痰調査

非特異的慢性閉塞性呼吸器疾患を初期の段階では握る検査方法を開発するため、汚染地区として東大阪市、対照地区として太子町の住民を対象に自覚症状、喀痰の量及び性状等の肉眼的所見及びホワイト法による粘稠度の関連性について検討を行った。

ウ 動物実験

一酸化窒素の毒性を一酸化炭素と比較しながら検討を行うため、一酸化窒素によるマウスに対する急性、亜急性の暴露実験を行うとともに一酸化炭素との混合暴露をも行い、血液成分の変動、病理組織学的な所見等について種々検討を行った。

(3) 複合大気汚染による健康影響調査

大気汚染の態様と人体影響との関連性のは握、汚染の態様に即応した地域的健康管理体制の確立並びに今後予測される汚染物質による影響等に関する基礎資料を得ることを目的に地区医師会等の協力を得て、布施保健所、富田林保健所、府公害監視センター及び成人病センターからなる調査班を組織し調査を実施した。

ア 調査対象地区

汚染地区：東大阪市大平寺地区

対照地区：南河内郡太子町字山田地区

イ 調査対象者

一地区について30才台、40才台、50才台、60才以上の女子、及び60才以上の男子各々100名ずつ、計500人を5ヵ年間の追跡調査対象者を選定し実施した。

ウ 調査項目

(ア) 環境測定 (表-127)

表-127 環境測定項目等

測 定 項 目		測 定 方 法 等
汚 染 物 質 等	いおう酸化物	電気伝導度法・pbO ₂ 法
	窒素酸化物	ザルツマン法
	一酸化炭素	非分散型赤外吸収法
	降下ばいじん	ダストジャー法
	浮遊粉じん	ハイボリーム・エア・サンプラー
		天候・降雨量・風向・風速・温度・湿度

(イ) 医学的検査項目

- 1 問診 (B M R C による問診)
- 2 身体計測
- 3 臨床一般検査
- 4 肺機能検査
- 5 胸部検査
- 6 尿糖、尿蛋白
- 7 尿中金属

第2 PCB汚染対策

(1) 豊中市におけるPCB汚染による住民健康調査

豊中市稻津の松下電器産業(株) 進相コンデンサー工場の排水口に直結している池の底泥よりPCBが検出されたので、池から出ている用水路の水をかんがい用水として利用して農耕に従事している住民を対象として昭和47年5月に178名について健康調査を実施した。さらにPCBによる影響は1回限りの調査成績では判定しがたいので引き続き経過観察を行い、66名について再調査を実施した。その結果、いずれもカネミ油症のようなPCB中毒と疑われる症例は認められなかった。

昭和47年度に引き続いて昭和48年7月、血中トリグリセライド値が正常範囲をこえる者16名並びに未受診者26名の合計42名について調査を呼びかけた結果24名が受診した。受診者の自覚症状、診察所見及び臨床検査成績等について大

阪府公害健康調査専門委員会議において検討した結果、今回もカネミ油症のような中毒症状の疑われる症例は認められないと判定された。

(2) 水道水源のP C B 調査

水道水源として利用している河川、湖沼の表流水及び底泥等についてのPCB検出調査結果は表-128に示すとおりであり、表流水では80検体中最高0.003ppm、底泥等では72検体中最高1.33ppmを示したが、その大多数は「検出せず」であった。また、水道水自体では80検体中P C Bは1件も検出されなかった。

表-128 P C B 環境汚染状況調査結果

区分	検体種別	検体数	検査結果
水道水源として利用している河川・湖沼	表流水	80	検出せず～0.003ppm
	底泥等	72	検出せず～1.33ppm
水道水	給水	80	検出せず

(注) 水道水源等関連分

第3 有害物質健康影響調査

有害金属等の生体における常在値をは握し、汚染物質による健康影響の予測及び健康被害の未然防止についての必要な基礎資料を得るため、府下の住民を対象に毛髪(1地区62名)、血液(2地区119名)中に含まれるマンガン、銅、カドミウムなどの金属量の測定を実施した。

第4 保健所における公害業務の実施

府民の健康を公害から守るため、昭和47年度までに府下の14保健所に公害担当職員を配置していたが、昭和48年度には、さらに池田、門真、富田林、泉佐野の4保健所に公害担当職員を配置し、環境測定用機器を整備して保健所における公害業務の体制を整備した。

また、これらの保健所では公衆衛生の立場から、公害に係る苦情相談、健康調査、環境調査及び公害に関する衛生教育活動の実施など公害保健対策を積極的に実施した。

第2節 健康被害救済制度

1 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく救済措置

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号。以下「公害健康被害救済特別措置法」という。）は、公害対策基本法に基づき、公害に係る健康被害者を迅速かつ適正に救済することを目的とする行政上の救済制度として、昭和44年12月に制定された。以来、昭和49年3月31日までの間、全国で大気汚染及び水質汚濁の影響による疾病が多発している16地域が救済指定区域として指定され、各地域ごとに指定されている公害疾病にかかっていると認定された者に対し、医療費、医療手当及び介護手当が支給されている。

府下における公害健康被害救済特別措置法に基づく救済指定地域としては、昭和44年12月に大阪市西淀川区の地域が、昭和48年1月に豊中市の南部地域が、さらに昭和48年7月には堺市の西部地域がそれぞれ指定され、いずれも大気汚染の影響による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気しゅ並びにこれらの続発症が救済対象疾病として指定されている。

昭和49年3月31日現在の認定患者累計は3,896名で、このうち昭和48年度中に新たに認定された患者は896名であった（表一129、130、131）。

2 市町村の救済制度に対する補助

昭和48年度において、堺市が独自で実施した健康被害救済事業に対し、市町村健康被害救済費補助金として、771千円を交付した。

なお、この制度による公害病認定患者は、昭和48年7月31日までに135名となったが、堺市の西部地域が公害健康被害救済特別措置法に基づく救済対象地域に指定されたので、同市独自の制度は廃止され、昭和48年8月1日から同法に基づく救済制度に引き継がれた。

3 公害病認定患者死亡見舞金の支給

公害健康被害救済特別措置法に基づく救済制度又は市町村独自の救済制度により公害病患者として認定された者が死亡した場合、その遺族に対し、昭和48年4月1日から関係市とともに見舞金を支給することとし、同日以前の該当遺族に対しても見舞金を支給した。

表-129 認定状況

(昭和49年3月末現在)

区分		大阪市	豊中市	堺市	計
審査数		3,302人	218人	426人	3,946人
認定数	死亡者数	100	3	11	114
	治ゆ者数	19	0	0	19
	辞退者数	50	0	0	50
	患者現在数	3,124	203	286	3,713
計		3,293	206	397	3,890

表-130 認定患者疾病別内訳

(昭和49年3月末現在)

区分	大阪市	豊中市	堺市	計
慢性気管支炎	798人	30人	174人	1,002人
気管支ぜん息	676	125	138	939
ぜん息性気管支炎	1,631	38	46	1,715
肺気しゅ	19	10	28	57
続発症	0	0	0	0
計	3,124	203	386	3,713

表-131 認定患者年令別内訳

(昭和49年3月末現在)

区分	大阪市	豊中市	堺市	計
4才未満	600人	34人	31人	665人
5才~9才	822	47	29	898
10才~14才	445	27	13	485
15才~19才	70	3	2	75
20才~29才	38	7	7	52
30才~39才	156	18	18	192
40才~49才	173	14	47	234
50才~59才	219	18	77	314
60才~64才	192	12	44	248
65才~69才	154	16	63	233
70才以上	255	7	55	317
計	3,124	203	386	3,713